

介護福祉士の方が「実地研修を修了した喀痰吸引等行為」の申請をする際に必要な書類について

<介護福祉士登録証への行為の付記について>

平成28年4月1日から、介護福祉士の方は「実地研修を修了した喀痰吸引等行為」の登録申請が可能になりました。介護福祉士登録証に付記された行為が登録喀痰吸引事業所にて実施可能となります。詳しくは申請先である社会福祉振興・試験センターホームページをご確認ください。

<喀痰吸引等登録申請に関して提出する必要書類>

- 1 厚生労働大臣指定研修課程付記申請書
- 2 登録事項変更届出書
- 3 実地研修修了を証する書類 ※
- 4 登録事項変更手数料『振替払込受付証明書』貼付用紙
- 5 戸籍抄本等、本人確認書類
- 6 登録証の原本

上記を封筒に入れて、郵便局の窓口から「簡易書留」で送付して下さい。

送付先: 〒150-0002

東京都渋谷区渋谷1-5-6 SEMPOビル5階
公益財団法人 社会福祉振興・試験センター登録部

※ 実地研修を証する書類について

- 『喀痰吸引等研修修了証明書(証書)』等、実地研修修了を証する書類の原本

<認定証の原本証明について>

実地研修修了した行為の登録申請の際には、以下の書類のいずれかが必要になります。

- 都道府県が原本証明した「認定特定行為業務従事者認定証の写し」
- 都道府県または登録研修機関が原本証明した「喀痰吸引等研修修了証明書の写し」
- 「喀痰吸引等研修修了証明書」等実地研修修了を証する書類の原本(登録喀痰吸引等事業者のみ)

県が発行した「認定特定行為業務従事者認定証」の写しが必要な方は、申請書類に必要な事項を記載のうえ、高齢者福祉課まで提出してください。

なお、登録特定行為事業者で従事する場合、「認定特定行為業務従事者認定証」「喀痰吸引等研修修了証明書」の原本を提出の場合は、事業所でのたん吸引等が出来なくなるのでご注意ください。

提出先

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
大分県福祉保健部高齢者福祉課介護保険推進班 あて

必要書類

認定特定行為業務従事者認定証 原本証明申請書
※返信用の封筒は不要です。